

令和元年度 1 1 月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和元年 1 1 月 2 5 日 午前 9 時 3 0 分～ 1 0 時 3 0 分
開催場所 所沢市役所 5 0 2 会議室
議 案 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第 5 号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

出席委員 1 番 池田 正巳 2 番 二上 英一 3 番 内野 喜昭
4 番 池田 稔 5 番 木下 信夫 6 番 斉藤 博之
7 番 川口 浩 8 番 西海 静夫 9 番 山田 茂美
1 0 番 野村 與志次 1 1 番 石井 進 1 2 番 田中 唯喜
1 3 番 本橋 与志喜 1 4 番 新井 祥穂 1 5 番 小林 澄子
1 6 番 福原 浩昭 1 7 番 町田 健

欠席委員 なし

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。西海会長のあいさつの後、引き続き西海会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号 1 番 池田 正巳委員、2 番 二上 英一委員を指名いたします。

1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字中富字武野原の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて2,777平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可とします。

2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は糎谷です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2,635平方メートルの内0.185平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は営農型太陽光発電施設です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地に営農型太陽光発電施設を設置するものです。

申請番号2番、所在地は大字中新井字富士見台です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は532平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は農家住宅です。農地区分については水道・下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地に農家住宅を建築するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

以上の2件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

- 議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。
申請番号2番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。
- 議長： 申請番号2番について、意見はありますか。
意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。
- 委員： (挙手)
- 議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

- 議長： 「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。
- 事務局： 「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字牛沼字下山です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は3,444平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については水道・下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け、資材置場を設置するものです。

申請番号2番、所在地は東狭山ヶ丘六丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は925平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については水道・下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け、駐車場を設置するものです。

以上の2件です。

- 議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。
- 議長： 申請番号1番について、意見はありますか。
意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。
- 委員： (挙手)
- 議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。
申請番号2番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号2番について、意見はありますか。
意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

4 議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長： 「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は林一丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は413平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を祖母から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

申請番号2番、所在地は林二丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は357平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は境内地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け、トイレ、車庫を建築するものです。また、本申請は渡人が申請地に車庫を建築するため、農地法第4条の規定による許可申請も含んでおります。

申請番号3番、所在地は三ヶ島一丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は787平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け、駐車場を設置するものです。

以上の3件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。
意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番について審議します。申請番号2番につきましては、12番田中委員が関係人となっている案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該案件の審議開始から終了まで、退席をお願いします。申請番号2番終了後に入室、着席をしていただきます。

（田中委員退席する。）

それでは、地区担当の意見ををお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（挙手）

議長：申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番は終了したため、12番田中委員の入室を認めます。

（田中委員着席する。）

申請番号3番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号3番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号3番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（挙手）

議長：申請番号3番については、全会一致により許可相当とします。

5 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字駿河台です。現況地目は畑で、面積は3,556平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和元年12月1日から令和6年11月30日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在

地は大字北岩岡字北原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,458平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和元年12月1日から令和4年11月30日までの3年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字城字十三部の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて5,355平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和元年12月1日から令和6年11月30日までの5年間です。

以上の3件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号2番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により決定とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号3番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により決定とします。

6 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」

は、2件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項5 農地法施行規則該当転用届について」は、1件の届出がありました。

以上です。

議長： 以上で、すべての議事を終了します。

池田会長職務代理者により閉会した。